

各 位

2022年12月15日

会 社 名 株式会社ジェネレーションパス  
 代表者名 代表取締役社長 岡 本 洋 明  
 (コード番号：3195 東証グロース)  
 問 合 せ 先 取 締 役 鈴 木 智 也  
 ( TEL. 03-5909-2937 )

## 通期連結業績と前期実績との差異及び 2022年10月期配当予想の修正（初配）に関するお知らせ

当社は、本日公表の2022年10月期連結業績につきまして、2021年10月期実績値との間に差異が生じたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本日開催の取締役会において、2022年10月31日を基準日とする剰余金の配当を行うことを決議しましたので、あわせて、お知らせいたします。なお、本件は、2023年1月30日開催予定の第21回定時株主総会に付議する予定です。

### 記

#### 1. 2022年10月期通期連結業績と2021年10月期実績値との差異について

(1) 2022年10月期 (2021年11月1日～2022年10月31日) (単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
前期実績 (A)	13,224	66	143	△90	△11.09 円
当期実績 (B)	15,979	74	396	343	42.34 円
差異額 (B-A)	2,755	7	252	433	—
差異率 (%)	—	11.0%	175.5%	—	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年10月期に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前年増減率は記載しておりません。

#### (2) 差異の生じた理由

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、家具・家電・生活雑貨等の売上が好調であったことから、前期実績値と比較して2,755百万円増となり、順調に推移いたしました。

営業利益につきましては、「ECマーケティング事業」におきまして、急激な円安及び国際的な原材料価格の高騰による仕入価格の大幅な上昇に伴う影響が大きかったことから減益となったものの、「商品企画関連事業」において、世界各国で新型コロナウイルス感染症に関する各種制限が緩和されてきており、当社グループにおいても中国及びベトナムでの工場稼働率が向上し売上が順調に進捗してきていることから、グループ全体としては前期実績値と比較して増益となりました。

また、経常利益につきましては、営業外収益において、主に当社ベトナム子会社であるGenepa Vietnam co., Ltd社が有する外貨建債務に係る為替差益として266百万円が計上されたことから、前期実績値と比較して大幅な増益となりました。なお、当該債務から発生する為替差損益は、ECマーケティング事業における仕入に係る為替の影響と逆相関の関係にあり、円安局面においては、営業外の区分为為替差益が発生し、円高局面に

においては、ECマーケティング事業の営業利益が増加する一方、営業外の区分で為替差損が発生することになり、結果として当社グループの為替リスクを一定程度ヘッジする機能を有しております。

## 2. 配当予想修正について（初配）

### （1）配当予想修正の内容

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想		0.00	0.00
今回修正予想		9.00	9.00
当期実績	0.00		
（参考）前期実績	0.00	0.00	0.00

### （2）配当予想修正の理由

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しておりますが、これまで配当を実施しておりませんでした。しかしながら、健全な企業活動による利益の確保と拡大を目指し、安定した収益に基づき、将来の事業展開に備えた内部留保を確保しつつその一部を配当として株主の皆様へ還元することを基本方針といたしました。配当につきましては、連結経常利益3億円以上を達成した場合に実施することを基本といたします。

当期の期末配当金につきましては、1株につき9円の普通配当を実施させていただき予定です。この結果、当期の年間配当金は1株につき9円となる予定です。

次期の配当につきましては、配当政策の基本方針に基づいて連結経常利益の進捗状況を基に検討し、今後の資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを勘案して株主配当の水準を決定する予定です。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を実施することができる」旨を定款に定めております。

以 上